

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2025-12)
令和7年5月19日

関西支店 安全環境部長

監督署の臨検情報について

先日、安衛則改正(熱中症対策義務化)への対応についての事務連絡(安-2025-09)(添付参照)を発行しましたが、6/1からの法改正に向けて周知状況の確認の為、大阪管轄内で臨検が行われております。確認された内容としては熱中症対策取り組みの確認と改正された事の認識です。(「報告体制」「実施事項」の確認については添付のフロー図を表示している事で対応していると判断していただいたようです。)熱中症対策の取り組みについて説明できるようにすると共にフロー図を事務所や休憩所等に表示しておく様よろしくお願いします。その他下記の内容を確認されましたのでもう一度見直しをお願いします。

【今回確認された項目】

(事務所にて書類確認した項目)

- ① 安全日誌
- ② 安全協議会(特安協記録)
- ③ KY記録
- ④ 機械点検表
- ⑤ 足場の点検表
- ⑥ 安全帯のチェック表
- ⑦ 社内パトロール記録
- ⑧ 足場計画図(現地と一部食い違いありの指摘)→変更届

(現場にて確認した項目)

- ① 足場の確認
- ② 朝礼会場
- ③ 安全帯試行ゲート
- ④ 化学物質のリスクアセスメント(主体は事業者、当社は行うよう指導)

以上

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2025-09)
令和7年5月12日

関西支店 安全環境部長

安衛則改正(熱中症対策義務化)への対応について(要請)

事務連絡(安-2025-02)でお知らせした、企業における熱中症対策を罰則付きで義務化する改正労働安全衛生規則が、令和7年4月15日に公布され、令和7年6月1日から施行されます。

具体的には「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業を対象として、事業者に対し『熱中症の自覚症状がある作業員』『熱中症のおそれがある作業員を見つけた者』がその旨を報告するための体制(以下、「報告体制」)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること、「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順(以下、「実施手順」)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること」の2点が義務付けされます。(別紙1参照)

つきましては、当社作業所においても下記の事項を確実に実施し、熱中症予防対策に遺漏のないよう作業所関係者に周知徹底願います。

記

1. 建災防ポスター(別紙2)または(別紙3)等を活用し「報告体制」「実施手順」を関係作業員に周知すること(ポスターについては、部門や作業所独自のものでも可)
2. 熱中症予防対策については、事務連絡(安-2025-02)の内容を確実に実施すること

※この事務連絡は、事務連絡(安環安)25-07(令和7年4月21日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー図）

□ : 状況
□ : 実施事項

熱中症のおそれ
のある者を発見
(自己申告を含む)

SC担当者：

連絡先：

【医療機関へ搬送までの現場での救急対応】

1. 意識があるか、確認する
2. 自力で水分を摂れるか、確認する
3. 脱衣と身体冷却

首回り、脇の下、手首、足の付け根、膝の裏

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神
大量の汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛、筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温等

※①返事がおかしい

②ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい
場合も、熱中症のおそれあり
として取り扱う

作業離脱、
身体冷却等

現場での救急対応中や
医療機関までの搬送の
間は、**一人にしない**
#7119等を活用するな
ど、専門機関や医療機
関に相談し**専門家の指
示を仰ぐ**ことも考えら
れる

医療機関への搬送、
必要に応じて救急隊
要請

指定病院：

連絡先：

消防署：

連絡先：

回復

回復後の**体調急変により症状が悪化**

するケースがあるため、連絡体制や
体調急変時等の対応を定めておく

- ・ 当日の連絡先(雇用会社担当者)
- ・ 翌日の出勤状況の連絡

WBGT値	基準値	注意すべき生活活動の目安
31℃以上	危険	すべての生活活動でおこる危険性
28～31℃	厳重警戒	すべての生活活動でおこる危険性
25～28℃	警戒	中等度以上(運動、激しい作業)
		の生活活動でおこる危険性
25℃未満	注意	強い生活活動(激しい運動、重労働)
		でおこる危険性